

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 平成31年1月24日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 議 事

- 議案第1号 平成31年度教育行政方針について[非公開案件]
- 議案第2号 さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第3号 さいたま市宇宙劇場条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第4号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第5号 さいたま市うらわ美術館条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第6号 さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第7号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第8号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第9号 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第10号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第11号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について[非公開案件]
- 議案第12号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について[非公開案件]
- 議案第13号 平成31年度さいたま市一般会計予算（教育費）について[非公開案件]
- 議案第14号 さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約について[非公開案件]
- 議案第15号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（電気設備）工事請負契約）[非公開案件]
- 議案第16号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設（機械設備）工事請負契約）[非公開案件]
- 議案第17号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設美園地区中学校屋内運動場棟建設（建築）工事請負契約）[非公開案件]

### 3 その他

第3次さいたま市特別支援教育推進計画（素案）について

第2次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」（素案）について

### 4 閉 会



# 第3次さいたま市 特別支援教育推進計画

「共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに  
応じた特別支援教育の推進」

(素案)



さいたま市教育委員会

### 第3次さいたま市特別支援教育推進計画の策定に当たって

さいたま市教育委員会では、平成26年に「第2次さいたま市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援学級の整備など、5年間にわたり特別支援教育の推進を図ってまいりました。

この計画を進める中、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる障害者差別解消法)の施行や平成29年の特別支援学校小学部・中学部、平成31年の高等部学習指導要領の告示などの動きがありました。

こうした社会の動向に適切に対応し、第2次さいたま市特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえ、共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実を図るために、「第3次さいたま市特別支援教育推進計画」を策定しました。

この計画では、全ての市立小・中学校に特別支援学級を設置できるよう教室整備を進めるとともに、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒がより身近な学校で適切な指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めてまいります。また、教職員の専門性の向上を図るため、免許法認定講習(特別支援教育)を開催するなど、特別支援教育をより一層推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言を賜りました、「第3次さいたま市特別支援教育推進計画」協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位の皆様に心から感謝申し上げます。今後とも、皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

平成31年3月

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美



# 目 次

## 第3次さいたま市特別支援教育推進計画の策定に当たって

I	第3次さいたま市特別支援教育推進計画について	1
	第3次さいたま市特別支援教育推進計画全体図	2
II	基本方針に基づく具体的な取組	
1	共生社会の形成を目指す。 ～共に学ぶ・身近な地域で学ぶ〈ノーマライゼーションの推進〉～	3
2	児童生徒に必要な資質・能力を育成する。 ～教員の専門性向上～	4
3	連続的で一人ひとりに応じた支援を行う。 ～連続性のある支援と校内支援力向上～	5
	参考	6

# I 第3次さいたま市特別支援教育推進計画について

## 策定の経緯と位置付け

本市教育委員会は、平成26年度から平成30年度まで、5か年計画の第2次さいたま市特別支援教育推進計画を策定し、特別支援学級の整備や教職員の専門性の向上など、特別支援教育の推進に取り組みました。その成果として、特別支援学級の設置率が平成25年度には38.1%でしたが、平成30年度には90.6%までに高まりました。

この間、国の法令等としては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）が施行され、平成29年に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成31年に高等部学習指導要領が告示されました。

これを受け本市教育委員会では、第3次さいたま市特別支援教育推進計画を策定し、基本方針を「共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」としました。本計画は、「さいたま市教育ビジョン」「さいたま市教育アクションプラン」を踏まえ、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念を受けて、本市における特別支援教育の施策の方向性を定めたものとして位置付けています。

## 計画の期間

2019年度から2020年度までの2年間とします。

# 第3次さいたま市特別支援教育推進計画【素案】

# 2019年度～2020年度

## 国の動向

- 平成28年 「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」施行
- 平成29年 新学習指導要領（小・中学校、特別支援学校小・中学校）の告示
- 平成30年 教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）
- 平成31年 新学習指導要領（特別支援学校高等学校）の告示

## さいたま市の動向

- 平成30年 「さいたま市小・中学校教育課程編成要領」【特別支援学級及び通級による指導の教育課程】を作成
- 平成30年 「さいたま市立学校職員における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応要領」施行
- 平成30年 「さいたま市特別支援学校教育課程編成要領」を作成

## ○通級による指導を受けている児童生徒数

	H29	H30
発達障害・情緒障害	114人	200人

## ○特別支援学校学習指導要領 改訂のポイント

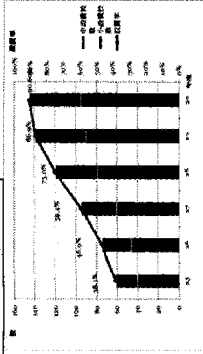
- 学びの連続性を重視した対応
- 一人一人に応じた指導の充実
- 自立と社会参加に向けた教育の充実

## ○さいたま市小・中・特別支援学校 教育課程編成要領

- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通級による指導

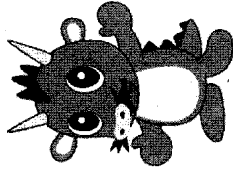
## ○市立全小・中学校数に対する特別支援学級設置校数の割合（設置率）H30.5現在

	H25	H30
特別支援学級設置率	3.8. 1%	9.0. 6%



## ○特別支援学級の児童生徒数

	H25	H30
特別支援学級児童生徒数	790人	1252人



## 共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- 1 共生社会の形成を目指す。
- 2 児童生徒に必要な資質・能力を育成する。
- 3 連続的に一人ひとりに応じた支援を行う。

## 1 共生社会の形成を目指す。

～共に学ぶ・身近な地域で学ぶ（ノーマライゼーションの推進）～

### 特別支援学級の全校設置

- 特別支援学級設置の整備を進め、整備率を100%とする。（浦和中を除く）

### 通級指導教室の拡充

- 中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を新設する。（2校2教室程度）
- 小学校に聴覚・言語障害通級指導教室を新設する。（2校6教室程度）
- 特別支援学校に肢体不自由通級指導教室を新設する。（1校1教室程度）

### 交流及び共同学習の推進

- 希望者全員（100%）に実施する。
- 地域の社会資源等を活用した学習
- 地域の社会資源等活用マップを作成する。
- 特別支援学校・特別支援学級児童生徒の社会参加と地域のノーマライゼーションをすすめる。

## 2 児童生徒に必要な資質・能力を育成する。

～教員の専門性向上～

### 免許法認定講習（特別支援教育）の開催

- 専門性の向上と特別支援学校教諭免許状保有率向上を目指す。

### 特別支援教育コーディネーター実務研修の実施

- 校内の特別支援教育を推進するために、実践力のある特別支援教育コーディネーターを養成する。

### 専門性向上のための研修会の充実

- 管理職研修会を実施する。
- 特別支援教育担当者研修会を実施する。

### 訪問指導による専門性向上

- 学校を訪問して、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室担当教員の指導力向上を図る。

## 3 連続的に一人ひとりに応じた支援を行う。

～連続性のある支援と校内支援力向上～

### 教育と福祉の連携による切れ目ない支援の推進

- 「相談ハンドブック」を保護者向けに作成する。

### 個別の教育支援計画、個別ファイルの活用

- 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた切れ目ない一貫した支援を行う。

### 特別支援教育相談センターの充実

- 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた就学相談及び就学先との連携を行う。

### 特別支援ネットワーク連携協議会の活用と学校の支援力向上

- 「チーム支援の手引き」を学校向けに作成する。

### 医療的ケアの体制整備

- 小・中学校における医療的ケアの対応をすすめる。
- 特別支援学校における高度な医療的ケアの対応をすすめる。

## Ⅱ 基本方針に基づく具体的な取組

### 1 共生社会の形成を目指す。

～共に学ぶ・身近な地域で学ぶ

〈ノーマライゼーションの推進〉～

#### 特別支援学級の全校設置

○障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学ぶために、全ての市立小・中学校（浦和中学校を除く）に特別支援学級を設置できるよう整備を進め、整備率を100%とします。

2019年 4校整備 ⇒ 2020年4月 96.9% (教室の整備率)

2020年 5校整備 ⇒ 2021年4月 100%

#### 通級指導教室の拡充

○通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒がより身近な学校で適切な指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。

2019年 中学校（発達・情緒） 1校 1教室改修

小学校（難聴・言語） 1校 3教室改修

2020年 中学校（発達・情緒） 1校 1教室改修

小学校（難聴・言語） 1校 3教室改修

特別支援学校（肢体不自由） 1校 1教室改修

#### 交流及び共同学習の推進

○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進します。また、通常の学級と特別支援学級など、複数の場で学ぶことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。

○特別支援学校及び特別支援学級の交流及び共同学習参加率



希望する児童生徒全員の参加（参加率100%）

#### 地域の社会資源等を活用した学習

○「地域にある教育的資源活用マップ」を作成します。

○特別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童生徒の社会参加と地域のノーマライゼーションをすすめます。



## 2 児童生徒に必要となる資質・能力を育成する。 ～教員の専門性向上～

### 免許法認定講習（特別支援教育）の開催

- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指します。

➡ 免許法認定講習（特別支援教育）受講者 80人（各年度）

### 特別支援教育コーディネーター実践研修の実施

- 校内の特別支援教育を推進するために、実践力のある特別支援教育コーディネーターを養成します。

➡ 特別支援教育コーディネーター実践研修受講者 3人（各年度）  
（コーディネーター経験等条件を満たす者）

### 専門性向上のための研修会の充実

- 管理職研修会（校長・教頭）を実施します。
  - ・校長特別支援教育研修会
  - ・教頭特別支援教育研修会
- 特別支援教育担当者研修会を実施します。
  - ・特別支援学校担当者研修会
  - ・特別支援学級担当者研修会
  - ・通級指導教室担当者研修会
  - ・特別支援教育コーディネーター研修会

### 訪問指導による専門性向上

- 指導主事等が学校を訪問して、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室担当教員の指導力向上を図ります。

### 3 連続的で一人ひとりに応じた支援を行う。 ～連続性のある支援と校内支援力向上～

#### 教育と福祉の連携による切れ目ない支援の推進

- 家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進し、支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられるよう「相談ハンドブック」を保護者向けに作成し、障害のある子どもとその保護者を支援します。

#### 個別の教育支援計画、潤いファイルの活用

- 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた切れ目ない一貫した支援を行います。
- 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、「個別の教育支援計画」や「潤いファイル」の活用を推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた就学相談及び就学先との連携の充実を図ります。

#### 特別支援教育相談センターの充実

- 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた就学相談及び就学先との連携を行います。
- 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、「個別の教育支援計画」や「潤いファイル」の活用を推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた就学相談及び就学先との連携の充実を図ります。

#### 特別支援ネットワーク連携協議会の活用と学校の支援力向上

- 「チーム支援の手引き」を学校向けに作成します。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、将来を見すえた一貫した支援を受けることができるように、教育、医療、保健、福祉、労働の専門機関が連携し、学校支援を行います。

#### 医療的ケアの体制整備

- 小・中学校における医療的ケアの対応をします。
- 特別支援学校における高度な医療的ケアの対応をします。

## 参考

### 【特別支援教育相談センターのご案内】

特別支援教育相談センターさくら草  
所在地：さいたま市緑区三里 636-80  
TEL 048 (810) 5030 FAX 048 (874) 8522

特別支援教育相談センターひまわり  
所在地：さいたま市西区三橋 6-1 587  
TEL 048 (623) 5879 FAX 048 (623) 5979

3階：特別支援教育相談センターひまわり

特別支援教育相談センターでは、一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談・支援を行っています。

#### ＜就学相談＞

★市内在住の次年度小学校就学予定者の保護者に対し、特別支援教育に関わる様々な情報を提供します。

★健康、発達、障害の状況など個々の実態を総合的に把握し、教育的支援や教育的ニーズ及び適切な学びの場について相談を行います。

★小学校就学後の継続した支援につなげていきます。

#### ＜教育相談＞

★さいたま市在住・在学の児童生徒及びその保護者を対象として、発達に関わる課題や障害に関する教育的な相談を受けます。

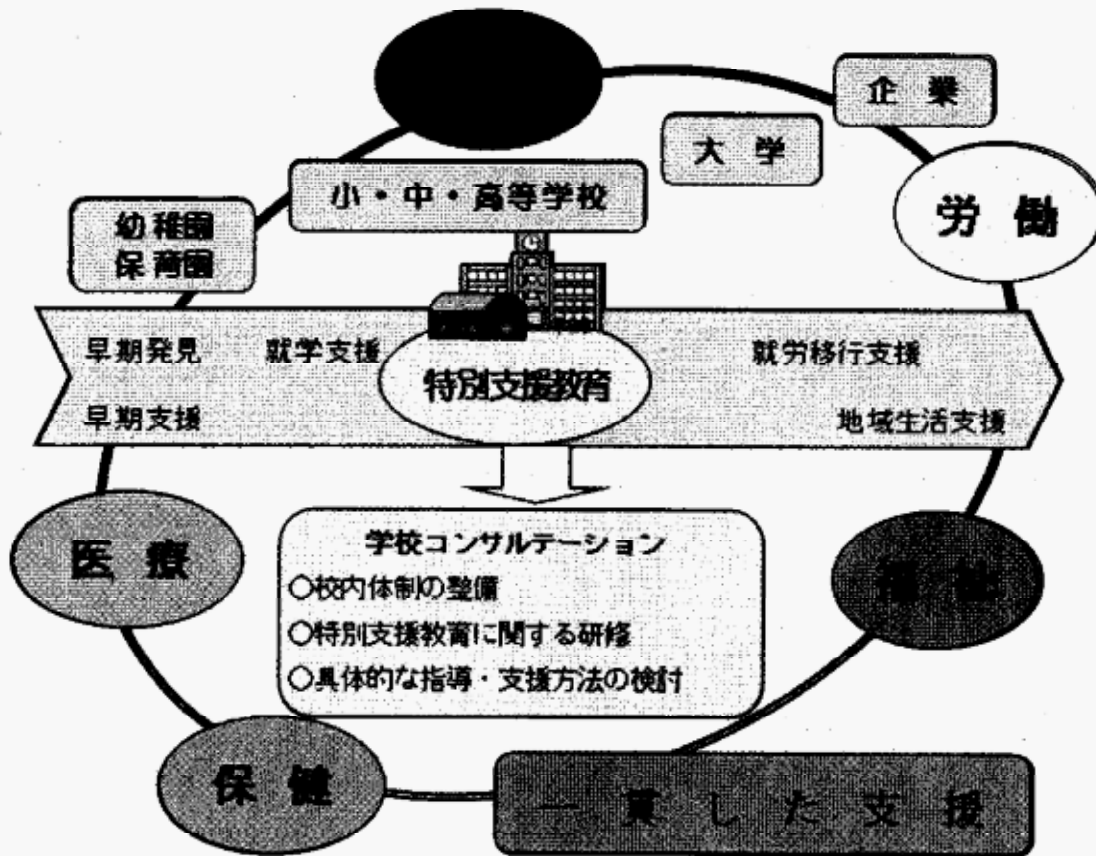
★子どもの支援者である保護者や学校が、障害の特性を理解し、支援の方針や手立てを共有できるよう、学校と家庭をつなぐ役割を果たします。

### 【潤いファイル】

- ・「潤いファイル」とは、成長の様子と関係機関（教育・医療・福祉・保健）で受けた支援の内容や学校における個別の教育支援計画等を1冊にまとめるファイルです。
- ・保護者が学校・関係機関等からの支援情報を管理・活用し、必要に応じて学校・関係機関等へ提供することで情報を共有することができます。
- ・特別支援教育相談センターの相談者には、必要に応じてセンターで配布しています。
- ・各学校の相談の中で希望があれば、学校を通して配布をお願いします。また、書式は、さいたま市のホームページで閲覧・ダウンロードが可能です。（さいたま市のホームページから「さいたま市潤いファイル」で検索すると表示されます。）

## 【さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会】

「さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会」は、教育・医療・保健・福祉・労働の専門機関が連携・協力して子どもたちが充実した学校生活を送れるよう支援することを中心としながら、乳幼児期から成人までライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制、及び地域において一貫した支援を受けられる体制づくりを目指しています。





この冊子は1000部作成し、1部あたりの印刷経費は 円（概算）です。

H31.01.23現在



第3次さいたま市  
生徒指導総合計画  
子ども輝きプラン

(素案)

児童生徒作品

1月25日に

美術展から選定

さいたま市教育委員会

## 「子ども輝きプラン」の名称について

「輝く」という言葉には、「それ自体が強い光を出す」「生き生きとした様子・態度」という意味が含まれています。

我々は、スポットライトを浴びている子ども、下を向いている子ども、さいたま市の未来を担う全ての子どもたちが生き生きと輝いてほしい、と強く願っています。

その思いを込めて、「子ども輝きプラン」の名称を継承します。

## 第3次さいたま市生徒指導総合計画

### 「子ども輝きプラン」の策定に当たって

人生100年時代の到来と言われる今、生涯にわたって質の高い学びを重ね、新たな価値を生み出し、輝き続ける力をどのように身に付けていくか、教育のあるべき姿が大きく変わろうとしています。近い将来には、現在、人間が行っている様々な仕事が機械により代替されるなど、世界を取り巻く環境の変化も一層加速していくものと予想されています。こうした中で、全ての子どもたちには、コンピュータや機械で決して置き換えることができない志や創造性をはぐくみ、一人ひとりの可能性とチャンスを最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むことが求められています。

さいたま市教育委員会では、子どもたちに、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の『認知能力』と、学びに向かう力やものごとをやり抜く力等の『非認知能力』を合わせた「真の学力」をはぐくみ、将来にわたって新たな価値を生み出す力を育成するため、22世紀を見据えた教育施策を積極的かつ着実に推進しているところです。本市の子どもたちは、「全国学力・学習状況調査」において、調査開始の平成19年度から、小・中学校ともに、常に全ての実施科目で全国や大都市、埼玉県の平均正答率を上回りました。また、生活習慣に関する質問項目である、「将来の夢や目標を持っている」「自分にはよいところがあると思う」などの自己肯定感等に関する設問では、小・中学校ともに全国と比べて肯定的な回答の割合が高くなりました。

しかし、好きなことを見つけ、一生懸命に打ち込み、そのために努力を続ける姿にスポットライトが当たる子どもたちの陰には、「自分なんかどうせ何をやっても駄目だ」とか「自分は大切にされていないのではないか」と感じてしまっている子どもたちがいることを、私たちは忘れてはいけません。

学校は、子どもたちが様々な人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在が認められることや、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることなどの実感をもつことができる場所です。子どもたち一人ひとりに役割を与え、他人と協力しながら、一つではない答えを求め語り合う場面を、授業をはじめとする様々な活動に位置付け、子どもたちは「自己実現を図る力」を手に入れていくのです。そのためには、全ての教育活動を展開する際、子どもたちに「自己存在感を与えること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え、責任ある行動をさせること」の3点に留意する必要があります。また、学校、家庭、地域、行政が手を取り合って、本市の子どもたちが一人残らず自分の人生を輝かせながら人生を歩んでいく、そのための基礎づくりをしたいと考え、本プランを策定しました。

関係各位の皆様におかれましては、本プランの趣旨を御理解いただき、子どもたちの健やかな成長に積極的にお力添えをいただきますようお願いいたします。

平成31年3月

さいたま市教育委員会

教育長 細田 真由美



## 目次

表紙絵 さいたま市立〇〇学校 〇年 〇〇 〇〇

表紙裏 子ども輝きプランの名称について

はじめに

- 1 プランの全体構想図 …P1
  - 2 プラン策定の経緯図 …P2
  - 3 プラン策定の経緯 …P3
    - (1) 国の動向について
    - (2) 市の動向について
  - 4 プラン策定の基本方針 …P4～5
  - 5 プランの目標 …P6
  - 6 事業・取組の方針 …P6
  - 7 事業・取組 …P7
  - 8 3つの留意点 …P8
  - 9 事業・取組と留意点の関連…P9～10
- 資料1 本市の生徒指導に係るこれまでの取組等 …P11～12
- 資料2 本プランに関連する資料（抜粋） …P13～14
- 「子ども輝きプラン」協議会委員名簿 …P14

# 1 プランの全体構想図

## 第3次さいたま市生徒指導総合計画 子ども輝きプラン <概要版>

### 策定の趣旨

複雑で予測困難な社会においては、自分のもつ可能性を発見し、それぞれの人生を主体的に切り拓いていくことができる子どもを育てる必要がある。

### 目標

## 「自己実現を図る力」の育成



### 事業・取組の方針

## 「磨く」

子どもが自ら「磨く」事業・取組  
子どもの主体的な活動を通して、子ども自身が問題に気付きよりよい人間関係の中で互いを磨きます。

### 子どもを「守る」事業・取組

子どもが安心して自分の力を発揮できるよう、共感的な理解に基づいて、子どもの心や身体を守ります。

## 「守る」

### 子どもが自ら「磨く」主な事業・取組

- ・アクティブ・ラーニングの推進
- ・いじめ防止対策の推進
- ・中学校区ブロック会議の開催
- ・さいたま市子ども会議の開催
- ・いじめ防止シンポジウムの開催
- ・いじめ撲滅強化月間の実施
- ・館岩少年自然の家を活動拠点とした自然体験活動の推進
- ・未来（みら）くる先生を活用したキャリア教育の推進
- ・未来（みら）くるワーク体験（中学生職場体験事業）
- ・学校図書館を活用した読書活動の推進
- ・「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の市立全中学校での実施
- ・「人間関係プログラム」の充実
- ・「心を潤す4つの言葉」の推進
- ・道徳教育の推進
- ・ネットトラブル等防止のための情報モラル教育の推進
- ・チャレンジスクールの充実



等

### 子どもを「守る」主な事業・取組

- ・児童生徒の心のサポート 手引き「緊急対応」「いじめに係る対応」「欠席児童生徒への対応」に基づく対応の徹底
- ・「心と生活のアンケート」の実施と結果の活用
- ・要面談児童生徒との面談の充実
- ・面談記録シートの作成・保存の徹底
- ・いじめ・長期欠席児童生徒の状況把握
- ・教育相談週間（日）の充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・非行防止教室の充実
- ・生徒指導教育相談研修の充実
- ・特別支援教育の推進
- ・教育相談体制の充実
- ・学校生活指導員による学校支援の充実
- ・スクールアシスタントの配置事業
- ・子育て講座事業の実施



等

### 全ての事業・取組を実施する上での3つの留意点

#### 自己存在感

を与えること

#### 共感的な人間関係

を育成すること

#### 自己決定の場

を与え、責任ある行動を促すこと

### 第2期さいたま市教育振興基本計画

<目指す人間像> 「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」  
<基本理念> 「人生100年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」

## 2 プラン策定の経緯図

# 子ども輝きプラン

複雑で予測困難な社会においては、自分のもつ可能性を発見し、それぞれの人生を主体的に切り拓いていくことができる子どもを育てる必要がある。

市の  
動向

第3期教育振興基本計画の策定  
〈平成30年6月〉閣議決定

第2期さいたま市教育振興基本計画の策定  
〈平成31年4月〉

小学校学習指導要領の改訂〈平成29年3月〉  
中学校学習指導要領の改訂〈平成29年3月〉

さいたま市生徒指導総合計画  
「子ども輝きプラン」の策定  
〈平成26年4月〉

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）〈平成28年12月〉中央教育審議会

さいたま市総合振興計画  
後期基本計画実施計画の策定  
〈平成26年4月〉

『生徒指導提要』のとりまとめ  
〈平成22年3月〉

さいたま市教育総合ビジョンの策定  
〈平成21年3月〉

国の  
動向

〈子どもをめぐる現状と課題〉（○：国、●：本市）

- 子どもが自らの能力を引き出し、学んだことを活用し、主体的に解決していくことに課題がある。
- 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が増えている。
- 子どもたちの自己肯定感が他国と比べて低い。
- 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦することについて、学年を上がるごとに挑戦している子どもの割合が少しずつ減っている。
- 自己肯定感が高い子どもが多くいる一方で、不安や悩みを抱えている子どもも少なくない。

### 3 プラン策定の経緯

#### (1) 国の動向について

○文部科学省は、生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、平成22年に『生徒指導提要』をまとめた。これは、生徒指導に関する学校関係者向けの基本書である。生徒指導の意義について、「生徒指導とは、一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。」、「生徒指導は、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものである。」と書かれている。

#### ポイント

『生徒指導提要』は、『生徒指導の手びき』(昭和40年)『生徒指導の手引(改訂版)』(昭和56年)で示された生徒指導の指針を時代の変化に即して29年ぶりに改訂されたものです。

○平成25年に施行となった「いじめ防止対策推進法」において、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが示された。

○平成29年には新しい小・中学校学習指導要領が告示され、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度の全面実施に向けて準備が進められている。新学習指導要領では、(1)の「児童・生徒の発達を支える指導の充実」において、集団への指導・援助を行う「ガイダンス」と個々の児童生徒の個別の課題に対して指導を行う「カウンセリング」の両輪で児童生徒の発達を支援することが示されている。また、(2)の「生徒指導の充実」では、児童生徒が自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ることが示されている。

#### ポイント

生徒指導は、「ガイダンス」と「カウンセリング」によって、よりよい人間関係を形成し、自己実現を図る力を育成することを目指すものです。一人ひとりの児童生徒(子ども)への理解を深める必要があります。

○「自立」「協働」「創造」を軸とした第2期教育振興基本計画の理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会変化を見据えた教育政策の在り方を示した第3期教育振興基本計画が平成30年に閣議決定されたところである。

#### (2) 市の動向について

○本市においては、平成21年に策定した「さいたま市教育総合ビジョン」に基づき、「学びの向上さいたまプラン」「子どものための体力向上サポートプラン」等の推進を通して、目指す子ども像「夢をもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」の実現に向けて取り組んできた。

○児童生徒の発する小さなサインを見逃すことなく、個々の状況に応じた迅速かつ適切な対応を組織的に行うため、平成24年に「児童生徒の心のサポート 緊急対応の手引き」を作成した。※現在、3種類5冊の手引きがある。

○平成26年には、本プランの前身である「生徒指導総合計画 子ども輝きプラン」を策定し、「豊かな人間性」をはぐくむため、4つの基本施策に基づいた、39のアクションプログラムを展開してきた。

○平成31年には、今後10年間の、本市の目指すべき教育の方向性を示した「第2期教育振興基本計画」を策定した。

#### ポイント

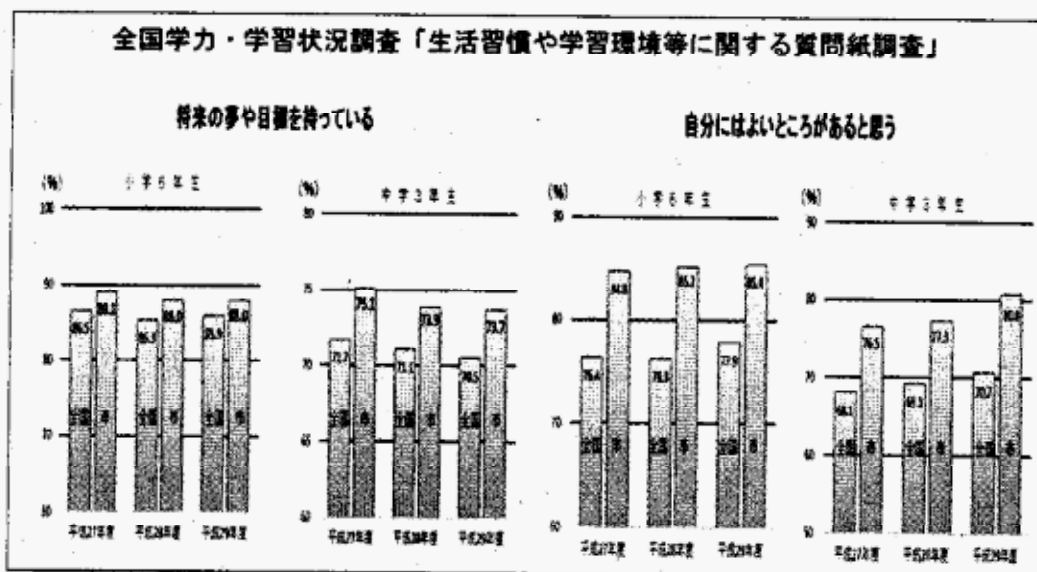
目指す人間像を「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」とした第2期教育振興基本計画の理念に基づいて、本プランは策定されています。

※網掛けのある資料については、P13~14の「資料2 本プランに関連する資料(抜粋)」に掲載した。

## 4 プラン策定の基本方針

### (1) 策定の趣旨

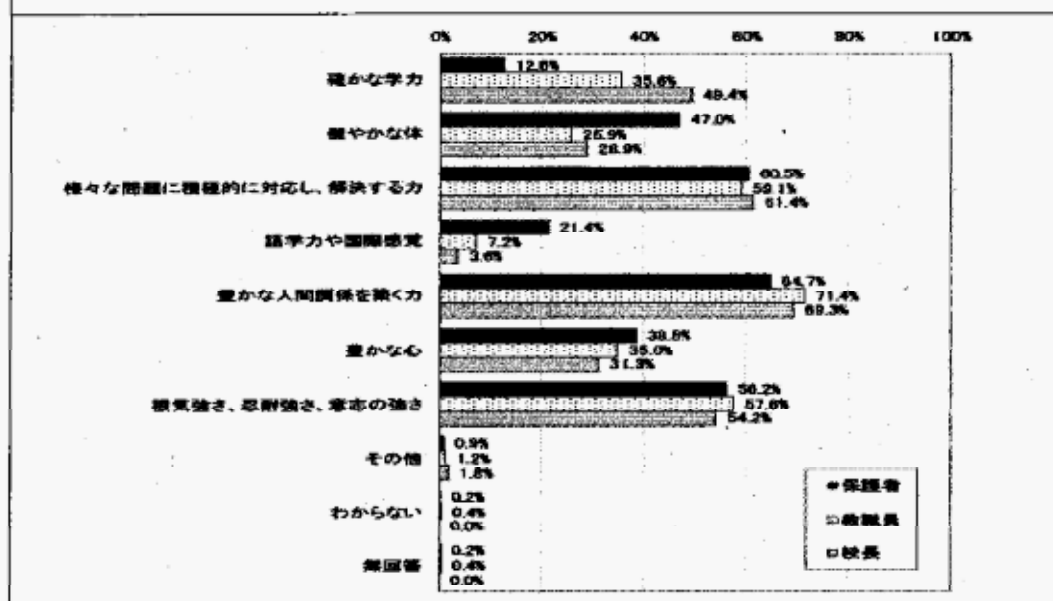
本市の子どもたちの状況は、平成29年度「全国学力・学習状況調査」の結果において、小・中学校ともに全ての実施教科で全国の平均正答率を上回り、良好な結果が続いている。また、平成27年度、平成28年度、平成29年度「全国学力・学習状況調査」の「生活習慣や学習環境等に関する調査」においても、小・中学校ともに「将来の夢や目標を持っている」「自分には、よいところがあると思う」等の質問において、肯定的な回答が全国平均を上回る良好な結果が続いている。このように良好な結果が示される一方で、いじめや不登校等で悩んでいる子どもたちも少なからずみられる。本市の約11万人の子どもたち一人残らず輝かせたい、との思いから、本プランは策定されている。



- 本プランの策定に当たり、複雑で予測困難な、これからの時代を生きていく子どもに、自分のもつ可能性を発見し、それぞれの人生を主体的に切り拓いていく力をはぐくむことが必要である、との考えを出発点とした。
- 一人ひとりの生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力をはぐくむ必要がある。そして、何より大切なのは、子どもが自ら気付いて、子ども自身が自らを変えていこうとする力を付けていくことである。
- 落ち着いた雰囲気（規律）づくり、教師や友人の考えを聞き、お互いのよいところを認め合う（支持的人間関係）関係づくり、自分の考えを表明できる場（自己有用感）の確保等が保証された学習集団の形成は、支持・信頼・規範のある学級や学校づくりにつながっていく。
- 平成29年10月に実施した「教育についてのアンケート」結果では、これからの社会を生きるために、子どもに必要と思われる資質・能力について、回答割合が3位までの項目（「豊かな人間関係を築く力」、「様々な問題に積極的に対応し、解決する力」、「根気強さ、忍耐強さ、意志の強さ」）は保護者・教職員・校長の3者で共通している。

## 教育についてのアンケート

これからの社会を生きるために、子どもに必要なと思われる資質・能力



○同アンケート中「どうしたらいじめを減らしたり、悩みを解決したりできるか」という質問に対し、小学生では、「いじめに気がいたらすぐに先生や友だちに知らせる」との回答が最も多く、次に「学校にいじめを許さない雰囲気を作る」が続いている。中学生では、「学校にいじめを許さない雰囲気を作る」との回答が最も多く、次に「いじめに気がいたらすぐに先生や友だちに知らせる」が続いている。高校生についても「学校にいじめを許さない雰囲気を作る」との回答が最も多かった。本市においては、いじめや悩みを自分自身の課題として捉え、様々な方法で、自らの環境改善を図ろうとしている児童生徒が多いと考えられる。

○本プランは、市立学校の児童生徒が、自らの環境をよりよいものにしようとする意欲を高めることを願い策定した。さらに、今、直接児童生徒にかかわる教職員が子どものサインを見逃すことなく適切に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送る姿を想像しながら策定した。なお、第2期さいたま市教育振興基本計画の目指す人間像「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」及び基本理念「人生100年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」を生徒指導面から具現化するプランとしたい。

### (2) プランの期間

○第2期さいたま市教育振興基本計画におけるアクションプランが2020年度までとなっていることから、本プランも2年間で更新する。



### (3) プランの周知

○現在、市立学校では、学校教育目標の具現化に向けて、それぞれの生徒指導計画に基づき、授業や学校行事等を通して、児童生徒の自己実現を図る力の育成に取り組んでいる。しかしながら、一つ一つの教育活動が自己実現を図る力の育成にどのようなつながっているかを考えられずに取り組んでいる傾向もみられる。

○教育活動を展開する際、目の前にいる子どもたちにどのような力を身に付けさせたいのか、あるいは、この子どもの自己実現を図る力を高めるにはどのような働き掛けが効果的かなどについて、若手教員が意識をもちながら指導できるような周知が必要である。

## 5 プランの目標

○本プランは、「自己実現を図る力の育成」を目標とした。

○学習指導要領において「児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、（中略）現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、（中略）生徒指導の充実を図る」と示されている。

○学習指導を含む、学校生活のあらゆる場面で、自己選択や自己決定の機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことによって、子どもたちの自己実現を図る力がはぐくまれる。

○選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力する経験などを通して、自己実現を可能にする力がはぐくまれる。

○そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切である。なぜなら、自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからである。また、これは、キャリア教育において求められている、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力の育成にも重なるものである。

### ポイント

「自己実現」とは、子どもたちが内面にある能力や可能性を、教育活動というステージを通して最大限に発揮し成長していくことです。

## 6 事業・取組の方針

○子どもが自ら「磨く」事業・取組と、子どもを「守る」事業・取組という2つの柱で示した。

○「磨く」と「守る」という2つの柱は、集団の場面で必要な指導や援助を行う「ガイダンス」と、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人ひとりが抱える課題に個別に対応した指導を行う「カウンセリング」、この両輪で子どもの力を伸ばしていくという考えを形にしたものである。

○子どもが様々な活動に主体的に取り組む中で、子ども自身が問題に気付き、仲間と切磋琢磨しながら、よりよい社会の創り手となる力をはぐくむ必要があるとの考えから「磨く」を柱とした。

○「大人が子どもを教育する」というように、大人が主語で子どもが目的語になる形で使われることが一般的である。しかし、人格の完成については、「児童生徒が望ましい大人になる」というように、児童生徒自身が主語となる形で行われていく必要がある。

○自己実現を図る力を身に付けるためには、共感的な理解に基づいて、大人が子どもの心や身体を守り、子どもが安心して自分の夢や目標に向かう努力ができることよとの考えから「守る」を柱とした。

○「守る」事業・取組を効果的に進めるためには、日常の学校生活を通して、児童生徒と教員の信頼関係をつくるように努めることが何より大切である。

### ポイント

本市では「児童生徒の心のサポート 手引き」等に基づき、児童生徒の発する小さなサインを見落とすことがないように学校全体で見守る体制を構築していることから柱の一つとしました。

## 7 事業・取組

○2つの方針に沿って事業や取組を整理した。

○子ども自身が問題に気付き、仲間と切磋琢磨しながら、よりよい社会の創り手となる力をはぐくむため、「磨く」事業・取組には、主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善を図る「アクティブ・ラーニングの推進」、子ども自身が問題に気付き話し合う「子ども会議」をはじめとする「いじめ防止対策の推進」、子どものコミュニケーション能力の向上を目指す「心を潤す4つの言葉の推進」などを位置付けた。

○「守る」事業・取組には、子どもが安心して自分の力を発揮できるよう、いじめや欠席児童生徒に対する、迅速かつ適切な対応を組織的に行うことを示した「児童生徒の心のサポート 手引き」に基づく対応の徹底、子どもの発する小さなサインを見逃さず、適切に対応するための「心と生活のアンケートの実施や面談の充実」など、子どもの心や身体を守る教育活動を位置付けた。

### ポイント

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善は、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにするためのものです。

一人ひとりの児童生徒をいかに学習場面へ適応させるかという指導に終始せず、一人ひとりの児童生徒にとって「分かる授業」「学習意欲を高める指導」が不可欠です。

## 8 3つの留意点

○生徒指導は、全ての教育活動を通して行われるものである。

○子どもたちの自己実現を図る力をはぐくむため、全ての事業や取組を実施する上での留意点として、以下の3点を示した。

- ① 自己存在感を与えること
- ② 共感的な人間関係を育成すること
- ③ 自己決定の場を与え、責任ある行動を促すこと



○子どもたちに「自己存在感を与える」ためには、子どもたち一人ひとりのよさや可能性を把握し、一人ひとりを認める場面を意図的に設定することが必要である。その観点から大切にしたい取組例を以下に示した。

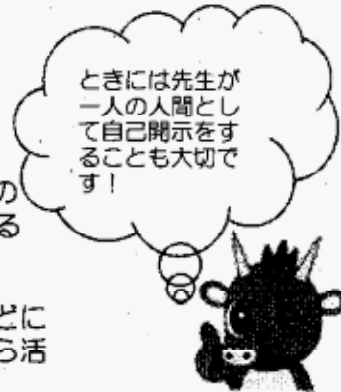
- 授業で** ・意図的に役割を与え、貢献する喜びを体験させる場面を位置付ける。
- ・「よくできたね」「がんばってるね」など、承認や賞賛、励ましの声掛けを多くする。
- 学級活動で** ・係活動等に自分のよさや得意なことを生かして取り組めるようにする。
- 他の活動で** ・学校や地域の一員としてボランティア活動などに主体的に参加し、自分らしさを発揮して貢献できるようにする。



○子どもたちに「共感的な人間関係を育成する」ためには、日常の学校生活において子どもたちとともに努力しようとする教職員の姿勢が必要である。その観点から大切にしたい取組例を以下に示した。

- 授業で**
- ・相互評価を取り入れるなど、互いのよさを認め合う場面を位置付ける。
  - ・たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考えや意見のよように思われても、熱心に聴いたりする。

- 学級活動で**
- ・学級で取り組むことや自分が取り組みたいことの目標や内容を定める際、互いの考えを参考にして、互いに高め合う。
  - ・朝の会や帰りの会での「よいところ見つけ」の取組等を通して、認め合える人間関係を育てるようにする。



- 他の活動で**
- ・児童会や生徒会が主催する異年齢交流活動などにおいて上級生と下級生が互いを思いやりながら活動できるようにする。

○子どもたちに「自己決定の場を与え、責任ある行動を促す」ためには、子どもたちが自らの可能性を発見し、伸長できるよう、体験や経験の機会を設け、自己決定の場をできるだけ多く用意し、他者とのかわりの中で判断力を高められるようにすることが必要である。その観点から大切にしたい取組例を以下に示した。

- 授業で**
- ・一人で考える時間を十分に与え、自分の考えをはっきり述べる場面を位置付ける。
  - ・子ども自身が、学習課題や学習方法、学習形態等を選択できる場面を位置付ける。

- 学級活動で**
- ・学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容などのアイデアについて情報交換をし合い、自分に合った具体的な実践課題を決め、努力して改善が図れるようにする。

- 他の活動で**
- ・上級生によるクラブの紹介や見学などをもとに、自分に合っていると思ったり挑戦してみたいと思ったりするクラブを決め、目標をもって参加できるようにする。
  - ・児童会や生徒会の活動として、スマホ・ネット等に関する意識アンケートを実施し、その結果を基に子どもたちが主体的に話し合い、スマホ・ネット等の具体的な使用ルールを決めて、全校に呼びかける。

コラム ～生徒指導を授業に埋め込む～

授業における生徒指導と聞いて、どのようなことを思い浮かべますか？ きっと多くの方が、授業を成立させるための生徒指導、つまり、忘れ物をしないとか、チャイムで着席をするとか、私語を慎むなどを思い浮かべることでしょう。しかし、これらは、教科の学習内容とは切り離された指導です。授業には生徒指導の大切な意義がもう一つあるのです。

授業の中に、子どもたちの発言を丁寧に拾い上げ認める場面や、協力して問題解決に当たる場面、自分の考えを根拠とともに主張する場面などを位置付けることは、新しい学習指導要領の目指す、主体的、対話的で深い学びを成立させる重要な要素であると同時に、子どもたちの個性を伸ばし、社会性をはぐくむという生徒指導の目的を達成させる取組でもあるのです。この2つが両立してこそ、子どもたちの自己実現を図る力が育成できるのです。



## 9 事業・取組と留意点の関連

○3つの留意点のうち、事業・取組の趣旨や性格から、教職員が児童生徒を指導する際、あるいは施策の担当者が事業や取組を展開する際に重視すべき留意点を★で示した。

子どもが自ら「磨く」事業・取組	3つの留意点		
	①	②	③
アクティブ・ラーニングの推進（指導1課）	★	★	★
いじめ防止対策の推進（指導2課）	★	★	★
館岩少年自然の家を活動拠点とした自然体験活動の推進（館岩少年自然の家）	★	★	★
未来（みら）くる先生を活用したキャリア教育の推進（指導1課）	★		★
未来（みら）くるワーク体験（中学生職場体験事業）（生涯学習振興課）	★	★	★
学校図書館を活用した読書活動の推進（指導1課）	★		★
「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の市立全中学校での実施（指導1課）	★	★	
保育園・幼稚園・小学校の連携（指導1課）	★		
博物館・美術館・科学館事業の充実（博物館・美術館・科学館）	★		
チャレンジスクールの充実（生涯学習振興課）	★		
「人間関係プログラム」の充実（指導2課）	★	★	★
「心を潤す4つの言葉」の推進（指導2課）	★	★	★
学校・家庭・地域が連携した食育の推進（健康教育課）			★
道徳教育の推進（指導1課）	★	★	★
ネットトラブル等防止のための情報モラル教育の推進（教育研究所）		★	★
市立高等学校「特色ある学校づくり」事業（高校教育課）	★		
すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上キャンペーン（生涯学習振興課）			★

（3つの留意点→①自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え、責任ある行動を促すこと）

子どもを「守る」事業・取組	3つの留意点		
	①	②	③
児童生徒の心のサポート 手引き「緊急対応」「いじめに係る対応」「欠席児童生徒への対応」に基づく対応の徹底 (指導2課・総合教育相談室)	★	★	★
「心と生活のアンケート」の実施と結果の活用(指導2課)	★	★	★
要面談児童生徒との面談の充実(指導2課)	★	★	★
面談記録シートの作成・保存の徹底(指導2課)	★	★	★
いじめ・長期欠席児童生徒の状況把握(指導2課・総合教育相談室)	★	★	★
教育相談週間(日)の充実(総合教育相談室)	★	★	★
SOSの出し方に関する教育の推進(総合教育相談室)	★	★	★
非行防止教室の充実(指導2課)			★
生徒指導教育相談研修の充実(指導2課・総合教育相談室)	★		
特別支援教育の推進(特別支援教育室)	★	★	★
教育相談体制の充実(総合教育相談室)	★	★	★
学校生活指導員による学校支援の充実(指導2課)	★		★
青少年健全育成地域の集いの実施(指導2課)	★		
親子支援プログラムの実施(指導2課)	★	★	
子育て講座事業の実施(生涯学習振興課)	★	★	
親の学習事業(生涯学習総合センター)	★	★	
スクールアシスタントの配置事業(教職員人事課)	★	★	★

(3つの留意点→①自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え、責任ある行動を促すこと)

## 資料1 本市の生徒指導に係るこれまでの取組等

- 平成15年 4月 さいたま市生徒指導総合計画～心の教育推進計画～「子ども潤いプラン」を策定する。  
心を潤す4つの言葉（～見えない心を伝えよう～）の取組を開始する。
- 平成16年 2月 「学校と警察署との連絡等に関する協定書」を結ぶ。  
（埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会・埼玉県警察本部）
- 平成17年 9月 潤いの時間「人間関係プログラム」を開始する。  
「人間関係プログラム」に係る調査を開始する。
- 平成20年 3月 「さいたま市学校教育ビジョン」を策定する。
- 平成20年11月 「親子支援プログラム」を開始する。
- 平成21年 3月 「さいたま市教育総合ビジョン」を策定する。
- 平成22年 2月 「心のサポート推進事業」を策定する。
- 平成22年 4月 「心と生活のアンケート」を開始する。
- 平成23年 4月 「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を開始する。
- 平成23年 6月 「いじめ撲滅強化月間」を設定する。
- 平成24年 4月 「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を全ての市立小・中学校で実施する。  
全ての市立小・中学校において、「心と生活のアンケート」及び、アンケート結果に基づくサポート該当児童生徒への面談を実施する。
- 平成24年 9月 「さいたま市立中学校子ども会議」を開催する。  
「児童生徒の心のサポート 緊急対応の手引き」を作成する。
- 平成25年 4月 「いじめ・自殺防止等子どもサポート事業」を開始する。  
学校生活指導員、個別サポート指導員及びスクールカウンセラースーパーバイザーを配置する。  
ゲートキーパー研修会を実施する。
- 平成25年 9月 「さいたま市立中学校子ども会議」を開催する。
- 平成26年 3月 「児童生徒の心のサポート 手引き 緊急対応」（「緊急対応の手引き」の改訂版）  
「児童生徒の心のサポート 手引き 欠席児童生徒への対応」  
「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を作成する。
- 平成26年 4月 さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」を策定する。
- 平成26年 8月 「さいたま市子ども会議」を開催する。  
「さいたま市いじめ防止シンポジウム」を開催する。

- 平成26年10月 精神保健福祉士を教育相談室に配置する。
- 平成27年 8月 「さいたま市子ども会議」を開催する。  
「さいたま市いじめ防止シンポジウム」を開催する。
- 平成28年 4月 スクールソーシャルワーカーを教育相談室に配置する。  
「児童生徒の心のサポート 手引き 欠席児童生徒への対応」～初期対応編～を作成する。
- 平成28年 8月 「さいたま市子ども会議」を開催する。  
「さいたま市いじめ防止シンポジウム」を開催する。
- 平成29年 4月 指導2課の3つの係（生徒指導対策係、教育相談係、特別支援教育係）が、指導2課、総合教育相談室、特別支援教育室に分かれる。  
「児童生徒の心のサポート 手引き 欠席児童生徒への対応」～欠席日数が長期にわたる児童生徒への支援編～を作成する。
- 平成29年 8月 「さいたま市子ども会議」を開催する。  
「さいたま市いじめ防止シンポジウム」を開催する。
- 平成30年 3月 さいたま市いじめ防止基本方針を改定する。  
「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を改定する。
- 平成30年 4月 さいたま市子ども家庭総合センターが開設される。
- 平成30年 8月 「さいたま市子ども会議」を開催する。  
「さいたま市いじめ防止シンポジウム」を開催する。  
SNSを活用した相談を試行的に実施する。  
市立各学校のいじめ防止基本方針を改定する。



## 資料2 本プランに関連する資料（参考）

生徒指導提要<平成22年3月>文部科学省

○生徒指導を教育課程の内外の全領域において行われるべきものとして位置付けた。

・全教職員の共通理解を図り、学校として協力体制・指導体制を築いて学校全体で進める生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を図り、子どもの健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

○自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定である。

自己選択や自己決定の場や機会をもち、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことにより、児童生徒を育てていく。ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることも、その結果が不本意なものにならないように努力を怠らぬこと、自分の選択や決定に従って努力することなどを通じて、自己実現を促すことができる。また、自己選択や自己決定の場や機会をもち、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことにより、児童生徒を育てていく。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）<平成28年12月>中央教育審議会

### 第1章 これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状

豊かな心や人間性を育てていく観点からは、子供たちが様々な体験活動を通じて、生命の有限性や自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などを、実感し理解できるようにする機会や、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘もある。

### 第2章 2030年の社会と子供たちの未来

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、どのような職業や人生を選択するにかかわらず、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっている。このような時代だからこそ、子供たちは、変化を前向きに受け止め、社会や人生を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待される。

子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。

### 第8章 子供一人一人の発達をどのように支援するか—子供の発達を踏まえた指導—

#### 2. 学習指導と生徒指導

生徒指導については、個別の問題行動等への対応にとどまらないよう、どのような資質・能力の育成を目指すのか等を踏まえながら、改めて意義を捉え直しその機能が発揮されるようにしていくことが重要である。学習指導と生徒指導とを相互に関連付け充実を図ることも重要である。

学習指導要領（小学校、中学校）〈平成29年3月〉

第4 児童（生徒）の発達支援 1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実

(1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童（生徒）の発達を支援すること。

(2) 児童（生徒）が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解（生徒理解）を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

第3期教育振興基本計画（小学校、中学校）〈平成30年6月〉

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

・個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要である。

Ⅳ 教育政策に関する基本的な方針

1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策等

〈基本的な方針〉 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する  
「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要である。

「子ども輝きプラン」協議会委員（平成30年度）

氏名	役職等
藤平 敦	文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官
中島 諄子	公募（学校評議員）
井上 久雄	青少年育成さいたま市民会議 副会長
貴田 謙一	さいたま市PTA協議会 理事
瀬戸 徹哉	埼玉県警察本部 生活安全部少年課 課長補佐
飯島 政範	さいたま市立小学校校長会代表 さいたま市立日進小学校長
星野 貞邦	さいたま市中学校長会代表 さいたま市立岸中学校長





